

# 風連町・名寄市合併協議会

## 第11回基本項目等検討小委員会

日 時: 平成16年10月19日(火)

午後6時より

会 場: 風連町役場

3階大会議室

### 1 協議項目幹事会提案

病院・診療所の取扱について(協定項目C - 8)

#### 議案 2

少子・高齢化、過疎化が進展する中、身近に適切な医療機関があることは重要な要素である。公立医療機関の目的に沿い、住民が安心して生活を送ることができるよう、地域の実情に即した医療体制を確立するものとして提案する。

- 調整方針 -

- 1 医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持存続し、新市に引き継ぐ。
- 2 市立病院と診療所間の機能連系の強化に努める。
- 3 将来は、市立病院の分院化の調整を図る。
- 4 保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。
- 5 会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による一つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。
- 6 文書料については、合併時までに名寄市の例により統一する。

公社・第三セクターの取扱について(協定項目C - 13)

#### 議案 3

風連町及び名寄市が出資している振興公社並びに土地開発公社の取扱について下記のとおり提案する。

- 調整方針 -

- 1 株式会社ふうれん望湖台振興公社及び株式会社ふうれん並びに株式会社名寄振興公社については、当面現行のとおりとする。
- 2 名寄市土地開発公社は、必要に応じて定款を変更し、新市土地開発公社として存続する。
- 3 名寄市土地開発公社が保有する土地は、新市土地開発公社に引き継ぐ。

## 2 住民生活に深くかかわりのある事務の取扱いについて(協定項目C - 14)

### 住民生活部会調整案

#### 戸籍・住民事務の取扱いについて

資料 2表・3

戸籍法並びに住民台帳基本法により執行されている業務については基本的な相違は見られないが、一部に違いのある各種証明等手数料については、公平負担の原則から次により統一する。

#### - 調整方針 -

- 1 住民票写しの手数料については名寄市の例による。
- 2 年金現況証明については、公的年金に関するものはその目的からして無料とする。  
個人年金については名寄市の例により1通200円とする。
- 3 登録原票記載事項証明については名寄市の例による。

#### 交通安全指導員について

資料 2裏

両市町で活動内容、待遇等に相違のある交通安全指導員については合併時に風連、名寄(智恵文地区含む)を統合し、各ブロックの活動を保証しつつ総合的に事業を推進していくことを基本に、合併までに各地区代表者を交えて調整を図る。

#### - 調整方針 -

- 1 風連地区・名寄地区・智恵文地区の指導員代表者とともに合併までに組織の統合を調整する。
- 2 指導員の待遇(報酬、費用弁償等)に差があるので合併時に統一する。

#### 特別養護老人ホーム等の取扱いについて

資料 4

介護保険サービス事業中、特別養護老人ホーム及び在宅支援並びにデイサービスセンターについて、風連町は直営施設としており名寄市は社会福祉事業団に運営を委託している。合併後の取扱いの方向性について提案する。

#### - 調整方針 -

風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについては、合併後、社会福祉事業団運営等に移行する。

## 保育料等の取扱について

資料 5・6

風連町と名寄市で現行の取扱に大きな差のある保育料等について、次のとおり提案する。

### - 調整方針 -

- 1 保育料については、合併後5年間で国の基準により段階的に統一する。(早朝・長時間保育料、一時保育料も含めて)
- 2 遠距離通所・通園助成事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通所・通園する場合に限り合併後も存続し、現風連町が行っている遠距離通学助成との整合を図る。
- 3 子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設通園する場合に対し継続する。また、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金については、名寄地区に居住する者が同区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対し継続する。
- 4 2及び3の事業については、合併特例区が終了する際改めて必要な調整を行う。

## 消防署関係業務の取扱について

資料 7・8

消防に関係する組織制度等については、市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するためには、欠かすことができない業務である。このため、新市においても災害時等における指揮命令系統に混乱が生じないように調整する。

### - 調整方針 -

- 1 複雑多様化・高度化する消防需要に即応するため、救急・救助を含めた警防体制を整備し予防消防を徹底する。また、消防団のあり方を協議する。
- 2 業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。